

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 5 年 1 1 月 2 2 日招集

第 2 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第8号

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月15日

大船渡地区環境衛生組合
管理者 大船渡市長 渕上 清

記

- 1 期 日 令和5年11月22日（水）午前10時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和5年11月22日（水） 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を定めることについて |

出席議員（10名）

議長	東 堅市 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	金野 千津 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	紀室 若男 君	10 番	熊谷 昭浩 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	淵上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	引屋敷 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
監査委員	知識経験者	鈴木 弘 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木 康代 君
住田町町民生活課長	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	笹崎 大岳 君
書記	新沼 宏平 君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東堅市君） 皆さんご苦労様です。それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただいまから令和 5 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

○議長（東堅市君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、規定により議長から、5 番金野千津君、6 番船砥英久君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、認定第 1 号、令和 4 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（湊上清君） それでは説明申し上げます。認定第 1 号、令和 4 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての内容につきましては、事務局長から説明をいたしますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは認定第 1 号についてご説明いたします。議案書の認定第 1 号をお開き願います。認定第 1 号、令和 4 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 4 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊の歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。決算書の 2 ページ、3 ペ

一ページ目をお開き願います。歳入でございます。款、項、収入済額Bの順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金、2億49万8,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,828万2,600円。3款国庫支出金、1項国庫補助金35万6,400円。4款繰越金、1項繰越金1,690万8,830円。5款諸収入、1項組合預金利子467円。2項雑入134万2,409円。6款組合債、1項組合債1,550万円。以上、歳入合計は2億5,288万8,706円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、支出済額Bの順に申し上げます。1款議会費、1項議会費33万372円。2款総務費、1項総務管理費2,696万2,523円。2項監査委員費5万6,511円。3款衛生費、1項清掃費2億723万3,705円。4款公債費、1項公債費911万4,340円。5款予備費、こちらは支出がございませんでした。以上、歳出合計は2億4,369万7,451円でございます。歳入歳出差引残額につきましては919万1,255円となっております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。はじめに歳入でございます。款、項、目、節、収入済額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金、1節事務費分担金1億7,467万円3,000円。大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2節建設費分担金、2,582万5,000円。こちらも内訳は備考欄のとおりでございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料1,828万2,600円。事業系、家庭系ごみをクリーンセンターに持ち込みする際の廃棄物処理手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金35万6,400円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。令和4年度中に実施しました最終処分場の放流水等における放射性物質の濃度測定に要した経費に対する国からの補助金でございます。4款繰越金、1項1目1節繰越金1,690万8,830円。前年度からの繰越金でございます。5款諸収入、1項1目1節組合預金利子467円。返していただきまして12ページでございます。2項1目1節雑入134万2,409円。各地域のごみステーションで回収した資源古紙の引渡料などがございます。6款組合債、1項組合債、1目衛生債、1節一般廃棄物処理事業債1,550万円。積込中継施設にあるダストドラムの修繕費に係る起債でございます。以上、歳入合計は2億5,288万8,706円でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、目、支出済額の順に申し上げます。1款1項1目議会費33万372円、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,696万2,523円。主なものといたしまして、大船渡市派遣の一般職職員3名の人件費のほか、10節需用費、各種消耗品費、光熱水費などがございます。返していただきまして18ページ、19ページでございます。2項1目監査委員費5万6,511円。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費2億723万3,705円。技労職の職員8名の人件費のほか、主なものといたしまして7節報償費の資源回収を行った団体等に交付する集団資源回収事業奨励金、10節需用費の中間処理施設及び

最終処分場施設における各種消耗品費、光熱水費及び修繕料などがございます。20ページ、21ページになりますが、修繕料の374万円は、最終処分場浸出水処理施設の動力制御盤の修繕費用といたしまして、令和3年度から令和4年度へ繰越をした繰越明許費でございます。12節委託料、主なものといたしまして、可燃物・不燃物収集、中間処理施設に関するクレーンの保守点検、一般廃棄物持ち込み受付、木くず類の処理、そして最終処分場に関する高圧受電設備更新及び水質検査などがございます。13節使用料及び賃借料は、中間処理及び最終処分場施設の敷地に係る賃借料などがございます。

返していただきまして22ページ、23ページでございます。4款1項公債費、1目元金901万9,444円。平成30年度に塵芥収集車1台を購入した一般廃棄物処理事業債と、令和2年度に実施しました煙突解体の費用に係る地方債の償還金でございます。同じく、2目利子9万4,896円。償還金に係る利子でございます。5款1項1目予備費については支出がございません。以上、歳出合計は2億4,369万7,451円でございます。

24ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。1歳入総額2億5,288万8,000円。2歳出総額2億4,369万7,000円。3歳入歳出差引額919万1,000円。4翌年度へ繰り越すべき財源0円。5実質収支額919万1,000円。6基金繰入額0円。以上でございます。なお、25ページから28ページまでは、財産に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、別冊でお配りしてございます令和4年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。決算の状況につきましては、1から4の歳入歳出決算総括表、性質別歳出決算総括表、歳入事項別説明書の説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願います。5の歳出事項別説明書でございます。主なものといたしまして、7ページ、3款衛生費から説明させていただきます。返していただきまして、8ページをお開き願います。2資源回収団体への奨励金交付でございます。ごみの減量化、再資源化を図る取り組みとして、資源ごみの集団資源回収を行った団体と資源回収組合に対し、回収実績に応じて1kgあたり5円の奨励金を交付しております。昨年度実績では、地域の子ども会や学校、自治会など、ほぼ例年並みの78の団体の登録数を維持しましたが、考察といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されるなど、回収実績は令和2年度より減少しております。ただし、感染症の5類移行に伴い、今後の活動状況の回復が見込まれることから、引き続き、ごみの減量化や再資源化に関する意識の醸成を図る有効手段として本事業の普及啓発を行ってまいります。3可燃物収集でございます。可燃ごみにつきましては、直営又は民間への業務委託により、地域ごとに必要なごみの収集の機会を確保するとともに、適切にごみ処理を行っています。引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集の安定化に努めてまいります。

9ページをご覧ください。4不燃物収集・広域処理運搬等でございます。不燃ごみ

の収集・広域処理運搬につきましては、民間業者へ業務の完全委託行っております。地域ごとに必要な不燃ごみ収集の機会を確保するとともに、粗大ごみ等の処理・運搬業務等を実施し、適切にごみ処理を行っております。可燃ごみ同様、引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集等の安定に努めてまいります。

10ページをお開き願います。5 水銀使用製品処分でございます。水銀による環境の汚染の防止に関する法律等により、水銀使用廃製品となった蛍光管や乾電池につきまして、岩手沿岸南部クリーンセンターで処理できなくなったことを機に本事業を開始したところです。民間事業者の協力により、拠点方式による効率的な回収を行うとともに、運搬、処理を専門業者に依頼し適切に処分しています。地球規模での水銀排出削減に向けた継続的な取組として、分別回収の普及啓発を推進してまいります。

11ページをご覧ください。6 最終処分場水質検査でございます。最終処分場におきまして、排水基準に従った検査項目を、月1回、年2回など、項目ごとに必要な頻度で定期的な検査を行っており、いずれも異常は見られませんでした。降雨等で発生する浸出水は、通年、適切に処理できており、周辺環境への負担軽減が図られております。引き続き、浸出水処理施設の機能を維持し、適正な管理のもと水環境の保全に努めてまいります。7 最終処分場放流水放射線測定でございます。地下水、放流水からの放射性物質の測定結果は、いずれも不検出となっております。今後も国の動向に注視し、引き続き測定調査を行ってまいります。

12ページをお開き願います。8 清掃美化運動推進事業でございます。家庭から排出される生ごみの減量化と循環利用の促進を目的に、構成市町と連携いたしまして、生ごみ処理容器等の普及推進を図っております。大船渡市では、家族構成の多様化に伴い小型のごみ処理容器が市販される現状を踏まえ、令和3年度以降、電動生ごみ処理機のみ対象品目とするなど、一部事業内容の見直しを行っております。今後も構成市町と連携して本事業の普及推進を図り、ごみの減量化と循環利用の促進に努めてまいります。9 施設整備、維持修繕でございます。中間処理施設、最終処分場施設及び収集車両につきましては、計画的な保守点検に合わせ、必要に応じて維持修繕を行うなど、円滑にごみ処理業務を実施しております。老朽化する施設や設備等も多く、予防保全や長寿命化のための施設整備に重点を置き、コスト削減と安定したごみ処理施設の運営管理に努めてまいります。

13ページをご覧ください。第4款、公債費でございます。起債の借入れ状況でございますが、平成30年度から令和4年度までにご覧の3つの起債の借入れを行っております。また、その下段の表では、償還額の見込みといたしまして、令和4年度から5年間の元金、利子等の金額を記載してございます。

以上で、認定第1号、令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（東堅市君） 丁寧な説明ありがとうございました。それでは次に、決算の結果について監査委員の報告を求めます。鈴木監査委員。

○代表監査委員（鈴木弘君） 決算審査意見書をお開き願います。令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要について申し上げます。なお、金額につきましては、千円単位で申し上げます。初めに、一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。

審査に付されました決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であると認められたところであります。次に、予算の執行状況であります。歳入決算額は2億5,288万8,000円で前年度より1,430万4,000円、6.0%の増、歳出決算額は2億4,369万7,000円で前年度より2,202万2,000円、9.9%の増となっており、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに919万1,000円の黒字となっております。決算額が増額となった主な要因は、中間処理施設のダストドラム修繕の実施に伴い、歳入では組合債の皆増、歳出では衛生費の修繕料が増額となったことによるものであります。次に、事業内容についてであります。資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接持込を合わせた合計収集量は、10,072.2トンで対前年度比2.6%の減となっております。その内訳を見ますと、可燃ごみは8771.8トンで全体の87.1%、対前年度比2.9%の減となっており、不燃ごみは1089.0トンで全体の10.8%、対前年度比1.0%の増となっております。人口減少やごみの減量化に向けた取組等により、ごみ処理量は9,891.6トンで、前年度を171.3トン、1.7%下回っておりますが、引き続き、ごみの減量化や分別、リサイクル等の推進に取り組まれるよう望むものであります。結びに、今後とも、施設の適正な維持管理と地域住民の快適な生活環境の確保に努められるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（東堅市君） 以上で、認定第1号についての説明を終わります。次に、認定第1号について、歳入歳出を一括して質疑を許します。10番、熊谷議員。

○10番（熊谷昭浩君） それでは、2点ですね、せっかくなので伺いたいと思います。主要な施策の成果に関する説明書で質問いたしますが、まず8ページ、9ページであります。特に8ページの可燃物収集、9ページの不燃物収集にも関係はありますが、以前、令和2年の10月頃ですね、収集の運搬車がごみの収集中に停まっています、それが動いて、痛ましい事故が発生したということで、業者さんの安全対策が不十分だったということになります。しかしながら委託をしておりますので、ある面では当組合でもきちっとした安全管理をしていく必要があるねということで、そういった対策を取りながらこれまでも体制をとってきたと思いますが、まずはその3年を経過して、そういった安全対策の継続がどうされているのかまず1点伺いたいですし、あともう1点ですね、9ページの不燃物収集の中で、粗大ごみの回収です。当地区の管轄がですね、高齢化が一層進んできているということで、その中で可燃物の回収もそうなんですけれども、粗大ごみの回収という部分では、大変困っている方も、

高齢者ですね、多いと伺っております、その中で当組合でも高齢者又は身体障がい
の1級、2級の方の粗大ごみで、クリーンセンターへ直接持ち込みが困難な方につい
ては、前もって連絡をもらって、組合職員が直接自宅に行つてですね、回収を行うと
いう取り組みをしておりますが、今年度といたしますか、今のこの回収実態ですね、高
齢者を含めたそういった実態がどうなっているのか伺いたいと思います。2点よろし
くお願いいたします。

○議長（東堅市君） 大きな事故後の対応がどうなっているかということと、粗大ご
みの対応の2点でしたけれども、事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、お答えいたします。まず1点目のご質問です
けれども、議員がおっしゃられたとおり、収集作業中の死亡事故が発生しております。
事故発生時は、令和2年の10月9日、午前8時頃でございます。事故現場は、三陸
町越喜来の小泊地内で、委託業者の作業員の方がお亡くなりになられたという事案が
発生しております。当組合では、その事案後ただちに、安全作業手順書の策定を行っ
ております。当該年度のうちに可燃、不燃の委託業者へ送付済みでございます。また、
令和3年度より安全作業手順書を基にした研修も開催しております。3年度は、安心
安全な収集作業についてをテーマとして10月に、昨年度は収集ステーションの現状
について等を題材としました、安全対策の情報共有を目的とした研修を開催してあり
ます。今年度も、今月の11月30日に同様の研修を開催予定でございます。

2点目でございます。高齢者の粗大ごみの搬入補助ですけれども、実績といたしま
しては、令和2年度が20件、令和3年度が26件、令和4年度が29件と増えてきて
おります。コロナ禍の影響もあるかと思いますが、その中でよくお電話等での問い合
わせも多いんですが、対象要件といたしまして、65歳以上の高齢者又は重度の障が
いの方が対象でございます。直接クリーンセンターへ粗大ごみを持ち込むことが困
難な家庭ということ、もう一つの大きな要件が、車両を所有していないというところ
が大きな要件になるかと思いますが、ただですね、各高齢者の家庭で車両を所有して
いてもですね、軽トラックのような、物の搬入に適さない車両がほとんどでございま
して、こちらはちょっと要件の改正に向けて今検討中でございます。実績とすれば年
間30件程度ですけれども、問い合わせ自体はその倍ぐらい来ているというところで、
車両の所有についてというところを今検討しているところでございます。以上でござ
います。

○議長（東堅市君） 熊谷議員。

○9番（熊谷昭浩君） ありがとうございます。収集車の安全対策もきちっとされ
ているようですが、往々にして時間が経てくればマンネリ的な取り組みにな
ってしまうことがありますので、ぜひとも二度とこういった事故等が発生させないよ
うに、工夫しながら継続した安全対策をよろしくお願ひしたいという風に思います。

また、高齢者等々の粗大ごみの回収の関係ですが、今局長さんからお話があったと
おり、その積み込みの車両の関係もぜひとも緩和していただくような方向で検討を早

く進めていただきたいと思いますし、どうしても高齢化が一層進んできましたので、そういった取り組みをしながら、さらにもうちょっとPRといいますか、全体的な周知をよろしくお願ひしたいなという風に思っております。ホームページ等ではこういった取り組みが載っていますが、往々にして高齢者の方々はあまりそういったホームページ等を見ない方が多いのでね、また工夫しながら周知をお願ひしたいなと思います。以上です。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） ご指摘のとおり、諸要件の緩和については、進めていきたいと思ひますし、大船渡市で各地域において実践しております「暮らしのサポートセンター」という地域の助け合い協議会としても同様の内容の活動がありまして、そちらの指定の活動に対しても積極的に連携して、今後対応していきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（東堅市君） ほかに、質疑をお持ちの方。山本議員。

○7番（山本和義君） 私もごみの収集業務について若干お尋ねいたします。成果に関する説明書の8ページ、可燃物収集について記載がありますけれども、民間への業務委託、これは現在何社ぐらいに委託しているか、そういった委託の実態について、まずお聞きしたいと思います。それから、次に直営だと予算がかかるということで、民間委託ということが拡大されてきたと、今まで何年にも渡ってと思ひますけれども、もし、ごみの収集を直営でやった場合と、現在の民間委託された場合でどれぐらいの予算、決算削減効果があるか、概算でいいんですけども、そこをお聞きしたいと思います。それから、民間委託だとその従業員の人件費が安くなるというか、市の直営に比べてですね、しかしそういう働く人の労働条件というか待遇というか、いま日本全国でね、日本の低い賃金というものがクローズアップされて、国際的にも非常に問題になっているんですけど、そういう民間委託の場合に、やはりそこで働く従業員等の労働条件等についても市の方であまり今までは考慮していないかもしれないんですけど、そういうことも観点として入れていく必要があるのではないかと、民間業務委託についてですね、そういうことに対しての当局の見解を伺いたいと思ひます。以上です。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは私の方からお答えいたします。まず1点目でございますが、民間業者への委託数でございます。燃えるごみの収集委託が2社でございます。そして燃えないごみの収集、処理及び広域運搬は、1社でございます。計3社でございます。

2点目のすべて直営でやった場合と民間委託した場合の差額と仰いましたけれども、それは概算でいいということですが、単純に直営の職員に支払っている人件費をそのまま当てはめるのも現実的ではないんですが、おおよそ数千万円の差が出るという風に見込んでおります。3点目でございますけれども、委託業者の労働条件というところ

ろを主体にお答えいたします。委託するに当たっては、入札を行いますけれど、その仕様書の中に、どういう業務があって、どういう契約期間であるとか、従事する人数ですとかを、積算しまして仕様書を作りますので、その中に労働条件等々を踏まえて、網羅してあります。委託業者もそこを理解した上での札入れということになっておりますので、当組合と委託業者との間には齟齬が生じていないものと認識しております。以上です。

○議長（東堅市君） 山本議員。

○7番（山本和義君） 収集業者については、不燃ごみ含めて3社ということですが、差し支えなければ事業者名についてもお伺いしたいと思います。それとこれは一つジレンマみたいなものですけど、市民にとっては、市民の税金を使ってこういうごみの収集、処理業務を行っている訳ですから、出来るだけ予算がかからないようにすべきだということも考え方としては、市民の中のそういう考え方が当然あると思いますし、しかしだからといってその委託先の民間の従業員、労働者の低賃金というか、そういう労働条件が直営より低いというところでもって市の予算が削減されているという、そういう現実もあるわけで、そこは今後はですね、どうしてもそういう働く人の賃金が低いというのは国際的な比較でも問題になっている訳ですから、今後そういうところにも目を配りながら、同時に市民の理解も得る必要があると思うんですね。ですからその兼ね合いが非常に難しいとは思いますが、そういう風な観点もよく組合側はですね、様々な側面から検討して行って、大船渡らしいシステムというかね、そういうものを両立させるのは大変かと思えますけれども、考えていくべきだという風に思いますがいかがでしょう。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず1点目の委託業者の名称ですけれども、燃えるごみの委託収集業者が、岩手環境保全と岩手資源開発でございます。不燃ごみの収集、処理については大船渡資源になります。2点目ですけれども、当組合の職員もしくは民間との給与体系なり労働条件が違うところを色々考慮してというご指摘だと思いますが、いずれにせよ直営の職員もですね、今8人おりますけれども、全員50歳代で高齢化が顕著でございます。そして、平成9年度から退職者不補充で対応してきておりまして、直営の職員も増える見込みはございません。ですので、総合的な観点から見ても民間委託の拡充は進めていかなければならない状況に置かれております。そういった状況を踏まえて、これからも検討をしてみたいと思います。以上です。

○議長（東堅市君） そのほか質疑お持ちの方いらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第1号、令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは議案第1号についてご説明いたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別冊の令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算により説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号でございます。令和5年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによります。歳入・歳出予算の補正、第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ181万8,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ2億3,581万1,000円とする。第2項、歳入・歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、第1表歳入・歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表歳入・歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。4款繰越金、1項繰越金。181万8,000円の増。次に、歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、181万8,000円の増。このことから、歳入歳出の合計額を、歳入・歳出とも2億3,581万1,000円とするものでございます。補正予算に関する説明でございますが、最初に、6ページをお開き願います。3歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、当組合例規集の追録印刷業務について、不足する印刷製本費181万8,000円を計上しておりますが、決算状況により、繰越金において調整を行うものでございます。前のページに戻りまして、5ページをお開き願います。2歳入でございます。4款、1項、1目繰越金につきまして、歳出と同額の181万8,000円の増額補正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君）以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これもちまして、令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時48分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員